

## 船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約の締結について

船橋市（指定介護予防支援事業者）と指定居宅介護支援事業者との「船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約」の締結にあたっては、下記の手続きが必要になりますのでご案内いたします。

### 1. 契約関類

名称	部数
① 契約時回答書	1
② 船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書 (記入例を同封させていただきますのでご確認ください。)	2
③ 介護予防ケアマネジメント業務に従事する介護支援専門員に係る名簿	1
④ 管理者報告書	1
⑤ 誓約書	1
⑥ 委任状 (記入例を同封させていただきますのでご確認ください。)	1
⑦ 変更届 (契約期間内に契約書記載事項に変更が生じた場合に提出するものです。)	1

### 2. 契約書類に関する注意事項

契約内容については、「船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書」のとおりとなりますのでご確認ください。

※上記①③④⑤⑦の書類は押印が不要です。

#### ① 契約時回答書

必要事項をご記入の上、ご提出ください。

#### ② 船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

- 船橋市では、年度単位で委託契約を締結しております。
- 委託契約の締結は、原則として『事業者（法人）の代表者』と、『船橋市長』との間で交わされます。  
事業所の代表者（センター長など）との契約になる場合には、「⑥委任状」が必要となります。
- 契約書は（受注者）欄に記名・押印したものを2部提出していただき、（発注者）欄に市長印を押印した後、1部を返却いたします。

#### ③ 介護予防ケアマネジメント業務に従事する介護支援専門員に係る名簿

介護予防ケアマネジメント業務に従事する介護支援専門員の氏名を記入し、契約者（事業者等）の代表者氏名等を記入いただき、ご提出ください。

なお、これには介護予防ケアマネジメント業務に従事する者各々の介護支援専門員の登録番号（8桁）がわかる書類（介護支援専門員証等）の写しを添付してください（専門員証等の写しが揃わない場合にはその理由を備考欄に記入し、後日送付してください。）。

#### ④ 管理者報告書

契約書中にもあるとおり、個人情報の適正な管理を行うための管理者を置いていただきます（通常、事業所の管理者が個人情報保護管理者となります。）。上段には契約者（事業者等）の代表者氏名等を記入し、下段には事業所の情報及び管理者の役職・職種・氏名を記入いただき、ご提出ください。

## ⑤ 誓約書

契約書中にもあるとおり、書面にて介護予防ケアマネジメント業務を行うにあたっての誓約をしていただきます。上段には契約者（事業者等）の代表者氏名等を記入し、下段には従事者各々が居所の住所及び氏名を記入いただき、ご提出ください。

## ⑥ 委任状

上記「②(2)」にて委任状が必要となる場合は、記入及び押印していただき、ご提出ください。

例)『事業者:社会福祉法人 理事長 船橋太郎』が『事業所:ふなばしケアプランセンター センター長 船橋次郎』を運営している場合

- ・『社会福祉法人 理事長 船橋太郎』と『船橋市長』との間での契約締結 ⇒ 委任状不要（通常の契約）
  - ・『ふなばしケアプランセンター センター長 船橋次郎』と『船橋市長』での契約締結 ⇒ 委任状必要※
- ※『社会福祉法人 理事長 船橋太郎』が『ふなばしケアプランセンター センター長 船橋次郎』に契約締結に関する委任をする必要がある。

## 3. ご提出いただきたい書類

名称	部数
① 契約時回答書	1
② 船橋市介護予防ケアマネジメント業務委託契約書 ※同一法人の他の事業所が、法人名義の契約書を送付している場合には提出の必要はありません。(4. その他(2) 参照)	2
③ 介護予防ケアマネジメント業務に従事する介護支援専門員に係る名簿 添付書類: 介護支援専門員の登録番号(8桁)がわかる書類(「 <u>介護支援専門員証</u> 」等の写し)	1
④ 管理者報告書	1
⑤ 誓約書	1
⑥ 委任状(必要に応じて)	1

## 4. その他

### (1) 変更届の提出について

契約期間内(年度途中)に、契約者(事業者等)の住所・名称・代表者など、契約書記載事項に変更が生じた場合には、「**⑦変更届**」をご提出ください。

### (2) 同一法人で複数の事業所が業務を実施する場合の契約書について

同一法人で、いくつかの事業所が介護予防ケアマネジメント業務を実施する場合で法人が契約者になる時は、契約書の提出は1法人1組(2部)で結構ですので、各事業所間でご相談ください。ただし、その際には、上記①、③、④、⑤は、事業所ごとに提出が必要です。

また、同一法人の他の事業所が契約書を提出するために、契約書を提出しない事業所にあっては、「①契約時回答書」の提出書類欄に『契約書を提出する事業所名』を記入してください。

<お問合せ先>

船橋市地域包括ケア推進課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
TEL: 047-436-2882 FAX: 047-436-2885